

我孫子市の人事の状況

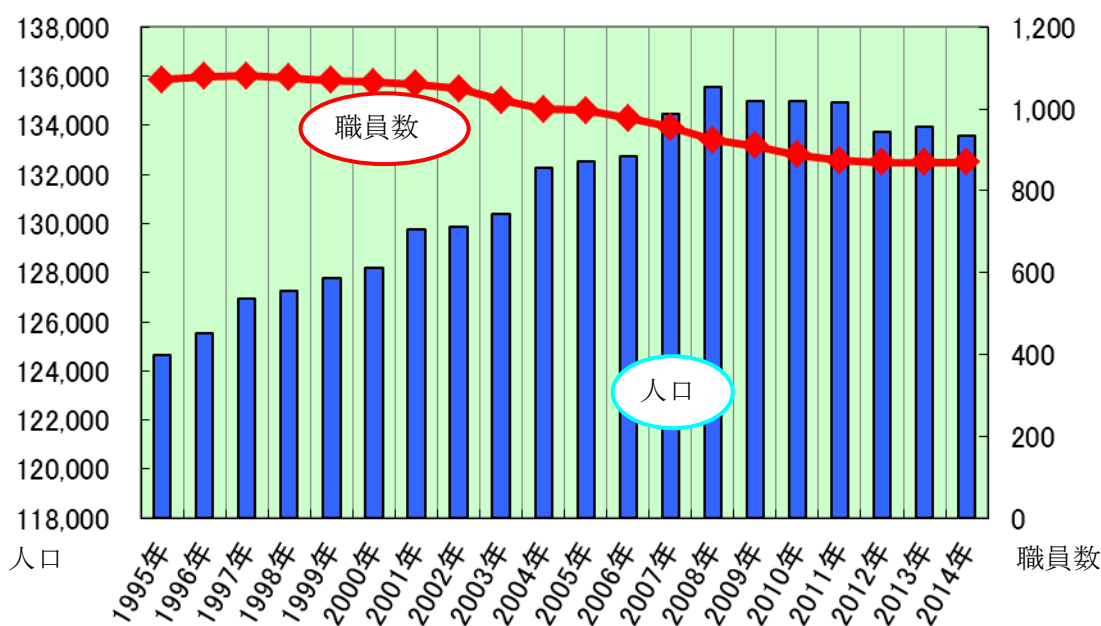
【2014年度版】

我孫子市の人事の運営状況について公表します。市では現在、職員数の抑制と給与水準の見直しによる人件費の削減に取り組んでいます。職員数及び職員給与等の内容は次のとおりです。

第1章 職員数及び職員の任免に関する状況 ●●●●●●●●

市の職員数は1997年度に1,081人でピークを迎えましたが、その後、定員管理適正化計画を策定し、計画的に職員数の削減を進めてきました。この結果、1998年度から14年連続で職員数は減少してきましたが、今年度は昨年度と同じ869人となりました。

(1) 職員数の推移（各年4月1日現在）



年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
職員数	977	955	925	911	888	874	869	869	869
人口	131,838	133,541	134,552	134,982	134,986	134,911	133,749	133,923	133,558

(2) 職員の任免等の状況

区 分	2013 年度		2014 年度		
	13.4.1 現在 職員数	年度中 退職者	新規 採用者	異動等による増減	14.4.1 現在 職員数
一般行政部門	553 人	▲27 人	26 人	1 人	553 人
教育委員会	95 人	▲4 人	2 人	1 人	94 人
公営企業等	73 人	▲2 人	2 人	1 人	74 人
消 防	148 人	▲3 人	4 人	▲1 人	148 人
合 計	869 人	▲36 人	34 人	2 人	869 人

※ 公営企業等の職員は、水道局、下水道課、国保特別会計及び介護保険特別会計に属する職員をいいます。

(3) 2014 年 4 月 1 日採用者数

職 種	一 般 行 政 職 (上級)	一 般 行 政 職 (土木)	一 般 行 政 職 (建築)	一 般 行 政 職 (電気)	福 祉 総 合 職	保 健 師	管 理 栄 養 士	消 防 士	合 計
人数	15 人	3 人	1 人	1 人	7 人	1 人	2 人	4 人	34 人

(4) 2013 年度中の退職者数

職	定年退職	勸奨退職	普通退職	懲戒免職	計
一般行政職	17 人	4 人	4 人	1 人	26 人
福 祉 職	—	1 人	1 人	—	2 人
税 務 職	—	—	—	—	—
消 防 職	2 人	—	1 人	—	3 人
医 療 職	—	1 人	1 人	—	2 人
技能労務職	2 人	—	—	—	2 人
企 業 職	—	1 人	—	—	1 人
計	21 人	7 人	7 人	1 人	36 人

定年退職 … 60 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職します。

勸奨退職 … 勤続年数 20 年以上の者が退職勸奨に基づき退職をする制度で、退職手当等に優遇措置があります

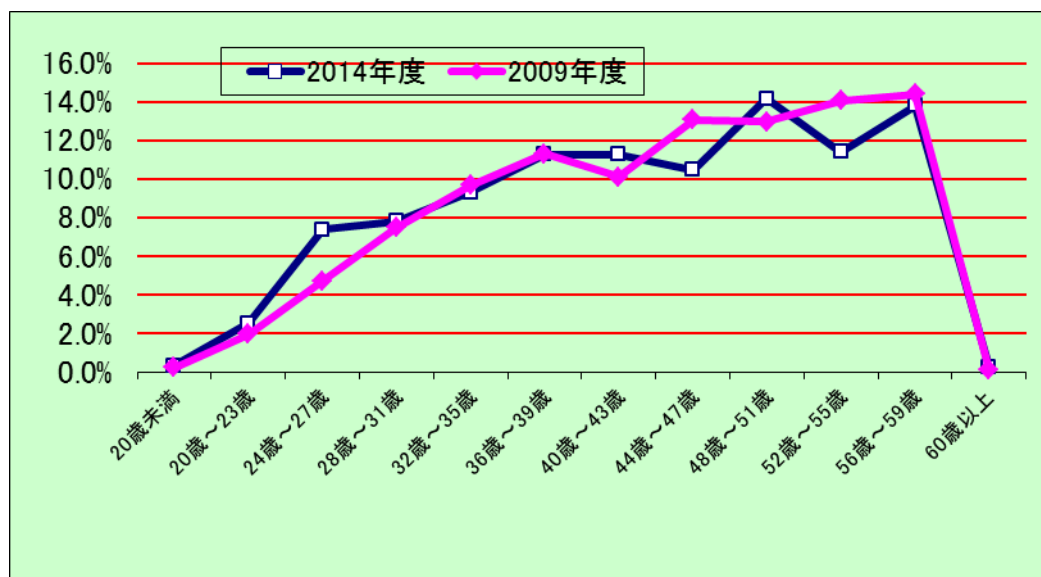
(5) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		2013	2014		
一般行政	議会	6	6	0	
	総務	127	124	△3	事務の統廃合
	税務	45	44	△1	課税課業務見直し
	労働			0	
	農林水産	14	14	0	
	商工	9	10	1	企業立地推進課スタッフ充実
	土木	99	100	1	事務の統廃合、建築住宅課・地域整備課スタッフ充実
	民生	190	193	3	事務の統廃合、子ども支援課・社会福祉課ほかスタッフ充実
	衛生	63	62	△1	事務の統廃合
	小計	553	553	0	
行特別	教育	95	94	△1	事務の統廃合
	消防	148	148	0	
	小計	243	242	△1	
業等 公営企	水道	23	23	0	
	下水道	12	12	0	
	その他	38	39	1	高齢者支援課スタッフ充実
	小計	73	74	1	
合計	869 [1,093]	869 [1,093]	0 [0]		

(注) 1.職員数は、一般職に属する職員数です。2.[]内は、条例定数の合計です。

(6) 年齢別職員構成の状況(各年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3	22	64	68	81	98	98	91	123	99	120	2	869

(7) 定員管理適正化計画について

職員の増加を抑え、人件費総額を圧縮するため、市では1997年度から2014年度までの間、五次にわたり定員管理適正化計画を策定し職員数の削減に努めてきました。しかし、布佐東部地区の市街地液状化対策事業をはじめとした復旧・復興事業、少子高齢化対策事業、若者定住化事業等新たな行政需要による業務量は増加しています。

こうした中、2014年度には、計画期間を3年間（2015年度～2017年度）とした第六次定員管理適正化計画を策定しました。限られた財源で質の高い行政サービスを提供するために、最小の職員で最大の効果を上げるよう、効率的な職員配置に努め、少数精鋭の組織づくりに取り組みます。

・第六次定員管理適正化計画

年 度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	合 計
目 標 数		▲8	▲3	▲6	▲17
職 員 数	869	861	858	852	

(参考) これまでの定員管理適正化計画の概要と実績

計画	第一次計画						第二次計画		
	目標数：▲16人 実績：▲19人						目標数：▲39人 実績：▲61人		
年 度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
職員数	1,080	1,081	1,076	1,070	1,065	1,061	1,049	1,021	1,000
目標数		▲2	▲2	▲4	▲4	▲4	▲12	▲15	▲12
実 績		1	▲5	▲6	▲5	▲4	▲12	▲28	▲21

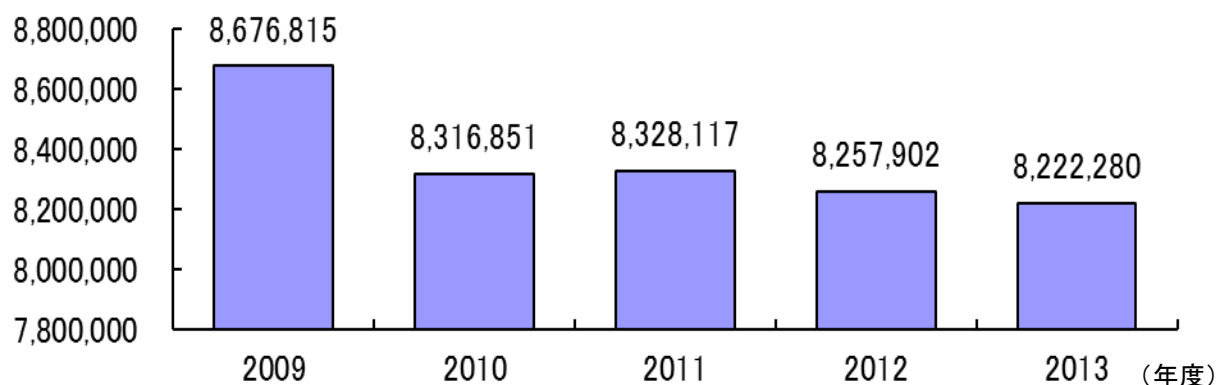
計画	第三次計画				第四次計画		
	目標数：▲80人 実績：▲75人				目標数：▲65人 実績：▲51人		
年 度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
職員数	996	977	955	925	910	888	874
目標数	▲4	▲20	▲20	▲36	▲15	▲20	▲30
実 績	▲4	▲19	▲22	▲30	▲14	▲23	▲14

計画	第五次計画		
	目標数：▲7人 実績：▲5人		
年 度	2012	2013	2014
職員数	870	870	867
目標数	▲4	0	▲3
実 績	▲5	0	0

第2章 職員の給与等に関する状況 ●●●●●●●●●●

(1) 人件費（普通会計決算）

（千円）

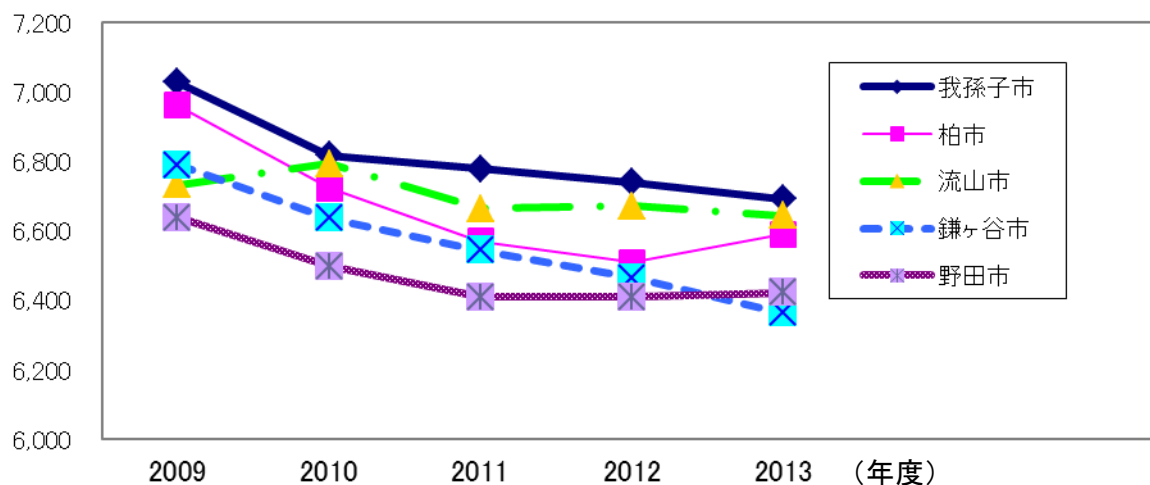


※ 普通会計とは、水道事業会計と下水道や介護保険などの特別会計以外の会計をいいます。

※ 人件費には、市長などの常勤特別職や議員、委員会の委員などの非常勤特別職、常勤一般職および非常勤一般職の報酬、給料、諸手当、共済組合負担金、社会保険料負担金などが含まれています。

(2) 職員一人あたりの給与費（普通会計決算）

（千円）



▼上記グラフの数値

	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
我孫子市	7,028 千円	6,818 千円	6,779 千円	6,739 千円	6,692 千円
柏市	6,962 千円	6,723 千円	6,570 千円	6,509 千円	6,590 千円
流山市	6,733 千円	6,793 千円	6,664 千円	6,672 千円	6,643 千円
鎌ヶ谷市	6,790 千円	6,637 千円	6,545 千円	6,465 千円	6,363 千円
野田市	6,639 千円	6,497 千円	6,409 千円	6,409 千円	6,422 千円

▼我孫子市の2013年度の給与費（普通会計決算）

職員数 (A)	給 与 費				1人あたりの 給与費 (B) / (A)
	給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
	千円	千円	千円	千円	千円
796	3,137,466	915,789	1,273,834	5,327,089	6,692

※ 職員手当には退職手当を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

年 度	我孫子市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	野田市
2011年度 (地域手当補正後)	102.7 (99.0)	101.4 (102.8)	100.2 (105.1)	102.7 (103.7)	100.7 (100.7)
2012年度 (参考値)	111.6 (103.1)	109.8 (101.4)	108.8 (100.5)	112.0 (103.5)	109.0 (100.7)
2013年度 (参考値)	111.1 (102.6)	110.1 (101.7)	107.8 (99.6)	110.8 (102.3)	109.1 (100.8)

※ラスパイレス指数とは、給料月額を基にして、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。なお、地域手当補正後のラスパイレス指数は、給料月額と地域手当を合算した額を基にして、前記と同様に算定した指数です。

※2012年度から国家公務員は時限的な（2年間）給与改定特例法による減額措置（平均7.8%）がされたことから、指数で見ると2011年に比べ増加しています。参考値は、国家公務員の減額措置が無いとした場合の値です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額と平均給与月額（2014年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.9歳	354,359円	451,582円
技能労務職	50.1歳	363,586円	422,342円
うち用務員	51.8歳	357,504円	402,189円
うち自動車運転手	49.6歳	363,972円	516,532円
うち清掃職員	51.5歳	374,596円	430,323円
うち学校給食員	53.7歳	382,477円	432,530円
うちその他技能労務職	48.3歳	353,656円	405,864円
消防職	39.6歳	319,902円	407,682円

※ 平均給料月額とは、2014年4月1日現在の各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※ 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

※ 技能労務職については、現在、退職者不補充や民間委託の推進による職員数削減に取り組んでいます。今後も職務の性格や内容を踏まえつつ、民間、国・県および近隣市の職員の給与などを参考としながら適正な給与制度の運用に努めていきます。

(5) 職員の初任給（2014年4月1日現在）

区 分		我孫子市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	野田市
一般	大学卒	178,800円	178,800円	180,800円	174,200円	178,600円
行政職	高校卒	144,500円	144,500円	146,200円	141,800円	147,200円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（2014年4月1日現在）

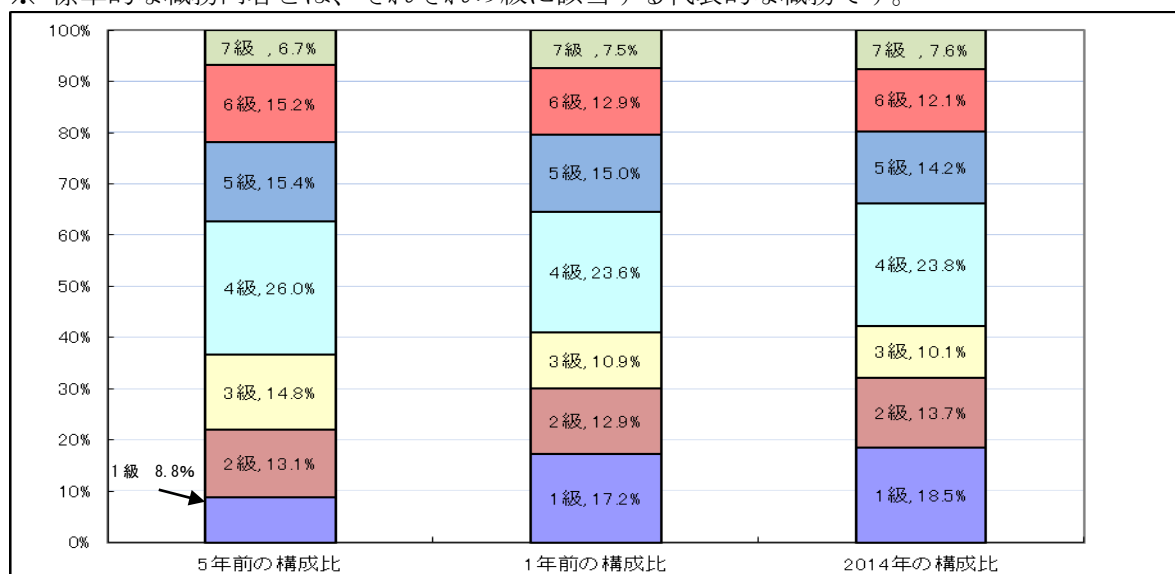
区 分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般行政職	大学卒	231,750円	296,136円	373,220円
	高校卒	—円	—円	326,634円
技能労務職	高校卒	—円	—円	—円
消防職	大学卒	—円	311,476円	—円
	高校卒	213,833円	274,106円	335,797円

(7) 一般行政職の級別職員数（2014年4月1日現在）

区分	標準的な職務 の内容	5年前 (2009年4月1日)		1年前 (2013年4月1日)		2014年4月1日現在	
		職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
1級	主事、技師	42人	8.8%	76人	17.2%	81人	18.5%
2級	主任	63人	13.1%	57人	12.9%	60人	13.7%
3級	主査	71人	14.8%	48人	10.9%	44人	10.1%
4級	主査長	125人	26.0%	104人	23.6%	104人	23.8%
5級	課長補佐、副主任	74人	15.4%	66人	15.0%	62人	14.2%
6級	課長、主幹	73人	15.2%	57人	12.9%	53人	12.1%
7級	部長、部次長	32人	6.7%	33人	7.5%	33人	7.6%
計		480人	100.0%	441人	100.0%	437人	100.0%

※ 市の給与条例に基づく給料表の区分による職員数です。

※ 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 地域手当

1人あたりの 平均支給年額	2012年度決算	2013年度決算	2014年度予算
	347千円	345千円	347千円
支給率	2012年4月1日現在	2013年4月1日現在	2014年4月1日現在
	8%	8%	8%

※ 地域手当とは、民間における賃金、物価および生計費が高い地域で支給する手当です。

※ 地域手当の支給額 = (給料、扶養手当および管理職手当の月額合計額) × 支給率

▼地域手当支給率の比較 (2014年4月1日現在)

区 分	我孫子市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	野田市
支給率	8%	6%	7%	7%	3%

(9) 期末手当・勤勉手当 (2013年度)

1人あたりの 平均支給年額	期末手当	勤勉手当	役職加算
1,587,900円	2.60月分	1.35月分	6%~20%

※ 国は役職加算が5%~20%の他、管理職加算10%~25%があります。

(10) 時間外勤務手当 (2013年度決算)

支給実績	239,077千円	1人あたりの平均支給年額	366千円
------	-----------	--------------	-------

(11) 特殊勤務手当 (2014年4月1日現在)

区 分	全 職 種
支給実績 (2013年度決算)	9,634千円
支給職員1人あたり平均支給年額 (2013年度決算)	61千円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (2013年度決算)	18.4%
手当の種類 (手当数) (2014年4月1日現在)	6種類

区 分	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
危険作業手当	消防職員	毒物、劇物など有害物の取扱作業	日額 500円
防災作業手当	消防、防災担当職員など	災害救助、り災者対策業務	日額 1,000円
消防作業手当	消防職員	消防作業	1回 300円~600円
行旅死病人取扱手当	社会福祉課職員	行旅死病人の取扱作業	死亡人 1件 3,000円
			病人 1件 1,500円
感染症防疫等作業 手当	健康づくり支援課職員	感染症発生予防とまん 延防止処理	日額 500円
環境現場作業手当	クリーンセンター職員、 道路課職員など	清掃作業、道路補修など 現場作業	日額 500円

(12) その他の手当 (2014年4月1日現在)

区分	内容および支給単価 (1ヶ月)	国の制度と内容	支給実績 (2013年度 決算)	1人あたり 平均支給年額 (2013年度 決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 1人 6,500円 の扶養親族 16歳~22歳 1人 5,000円加算 配偶者なしの者 1人 11,000円	同じ	102,969千円	241千円
	母子・父子 1人 13,000円	制度なし		
住居手当	借家 27,000円を限度 (手当対象家賃 11,000円を超 える場合)	27,000円を限度 (手当対象家賃 12,000円を超 える場合)	58,424千円	111千円
通勤手当	電車・バス利用者に対し、6ヶ月 定期券代を半年に一度支給	同じ	69,337千円	93千円
	自家用車等の利用者に対し、距離 に応じ月額 4,600円~ 23,900円支給	距離に応じ、月額 2,000円~24,500 円		
管理職手当	部長級 73,300円 次長級 63,500円 課長級 46,200~55,400円 課長補佐級 38,700円	4級~10級の職務 の級に応じて 46,300円~ 139,300円を支給	111,713千円	582千円

(13) 退職手当 (2014年4月1日現在 千葉県市町村総合事務組合)

区分	自己都合 (市)	自己都合 (国)	勸奨・定年 (市)	勸奨・定 年(国)	その他の加算措置
勤続20年	21.62月分	同じ	27.025月分	同じ	・定年前早期退職特例措置 (2%~ 20%加算) [自己都合・勸奨・定年の全てを含め た一人あたりの平均支給額 23,831 千円]
勤続25年	30.82月分	同じ	36.57月分	同じ	
勤続35年	43.7月分	同じ	52.44月分	同じ	
最高限度額	52.44月分	同じ	52.44月分	同じ	

※ 1人あたりの平均支給額は、前年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

※ 退職手当は、千葉県市町村総合事務組合の退職手当条例で支給率が定められています。

(14) 特別職の報酬等の状況 (2014年4月1日現在)

(単位:円)

区 分		給 料 月 額 等				
		我孫子市	柏 市	流 山 市	鎌ヶ谷市	野 田 市
給 料	市 長	837,000	955,000	923,700	900,000	972,000
	副市長	716,000	785,000	797,600	780,000	831,000
地域手当	支給率	無	6%	7%	無	3%
報 酬	議 長	530,000	663,000	546,250	505,000	547,000
	副議長	470,000	593,000	486,650	455,000	492,000
	議 員	440,000	573,000	456,900	430,000	450,000
期末手当	市長・ 副市長	3.90月分	3.85月分	3.90月分	3.95月分	3.95月分
	議長・副議 長・議員	3.90月分	3.85月分	3.90月分	3.95月分	3.95月分
退職手当	市 長	14,061,600	16,502,400	15,518,160	15,120,000	20,995,200
	副市長	8,592,000	7,536,000	9,571,200	9,360,000	9,972,000
	支給時期	任期ごとに 支給	任期ごとに 支給	任期ごとに 支給	任期ごとに 支給	退職時 (通算)

※野田市は、条例により、現市長の現任期における退職手当を不支給としています。

※野田市の退職手当額は、比較のため、我孫子市と同様4年の任期ごとに支給した場合の金額を記載しています。

(15) 特別職の給料月額等の推移

(単位:円)

区 分		2011年4月1日	2012年4月1日	2013年4月1日	2014年4月1日
給 料	市 長	842,000	837,000	837,000	837,000
	副市長	720,000	716,000	716,000	716,000
地域手当	支給率	無	無	無	無

第3章 職員の服務等に関する状況 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

1 職員の勤務時間その他の勤務条件状況(勤務時間・休憩・休日・休暇)

(1) 2014年4月1日現在の勤務時間休憩等

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務の開始時間	勤務の終了時間	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時00分	12時15分から 13時00分まで

(2) 有給休暇

休暇の種類	内容	日数等
年次有給休暇	20日を超えない限度で翌年度に繰り越すことができます	1年度につき20日付与
病気休暇	負傷又は疾病のために勤務できない職員に対し、やむを得ないと認められる最小限度の期間認められる休暇	90日以内
特別休暇	社会習慣上や物理上等から勤務しないことが真にやむを得ない場合に認められる休暇	主な特別休暇と承認される日数等は次の表のとおりです。

特別休暇の日数等

原因	日数等
職員の分べん	出産予定日以前8週間、出産の翌日から8週間
女性職員の生理時の就業が著しく困難な場合	2日以内
生後1年に達しない子の保育のために必要な授乳等	1日2回それぞれ30分以内の期間
職員の結婚	5日以内
父母の祭日	1日以内
忌引	親族に応じて1日から10日の範囲内
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠週に応じて4週間に1回から1週間に1回で必要な時間
骨髄移植のためのドナー登録又は提供に伴う検査入院	必要と認める期間
社会に貢献する活動	1年度5日
つわり	一の妊娠期間につき、5日の範囲内の期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて1日1時間を超えない範囲内で必要とされる期間
夏季の諸行事、心身の健康増進又は家庭生活の充実	8日の範囲内の期間
子育て	子の年齢により1年度15日、10日、8日の範囲内の期間
要介護者の必要な世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合(短期介護休暇)	1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間

(3) 無給休暇・休業

種類	制度の概要	日数等
介護休暇	職員が配偶者、父母、子等の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合に承認される休暇	1年度 180日以内
育児休業 部分休業	仕事と育児の両立、調和を可能とする制度で、継続的な勤務を促進するもので、3歳未満の子どもを養育する職員が、男女を問わず取得できる休業。部分休業は、小学校就学始期までの子の養育のため、1日の勤務時間の一部について勤務しない休業	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業～当該子の出産の翌日から3歳に達するまでの前日までの間において原則1回。 ・部分休業～勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間以内

2 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 2013年度中の分限処分者数

分限処分は、職員が職責を十分果たすことができない場合に公務能率を維持し、適正な運営を確保するため、職員の意に反して行う処分です。

処分事由	処分の種類	件数
心身の故障 (地方公務員法第28条第2項第2号)	休 職	16人

(2) 2013年度中の懲戒処分者数

懲戒処分は、職員の非違行為に対して制裁を与える制度で、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を追及することで、規律を保持し、秩序を維持するものです。

処分事由	処分の種類	件数
法令に違反した場合 (窃盗)	停 職	1人
法令に違反した場合 (淫行)	免 職	1人

3 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

限られた職員数で魅力あるまちづくりを進めるためには、職員一人ひとりの資質の向上を図り、能力を最大限に引き出すことが必要です。そのため、市では経験年数や職階に応じた階層別研修、専門的な知識、技能を修得するための専門特別研修、研修機関等で学ぶ派遣研修など様々な研修を実施し、人材育成に努めています。

2013年度職員研修実施状況

区分	研修名	受講者	区分	研修名	受講者
階層別 研修	新規採用職員前期研修	39人	特別研修	防火管理者講習会	8人
	新規採用職員後期研修	27人		新規採用職員育成担当者研修	25人
	業務改善研修(2年目)	26人		中央学院大学地域連携講座	10人
	業務改善研修(3年目)	26人	派遣研修	千葉県自治研修センター	45人
	法制執務研修	25人		市町村アカデミー	3人
	政策法務研修	23人		印西市	1人
	ディベート研修	18人		国土交通省関東地方整備	1人
	人事考課研修(新任評定)	16人		消費者庁	1人
	人事考課研修(評定者)	54人		日本経営協会研修	21人
人事考課研修(評定者)	54人	民間教育・研修機関研修		22人	
専門研修	行政対象暴力講習会	22人	合計		693人
	クルーム対応力強化研修	30人			
	救命講習会	37人			
	メンタルヘルス研修	48人			
	男女共同参画研修	31人			
	交通安全運転研修	34人			
	労務管理セミナー	24人			
	実務研修(税金のしくみ)	76人			

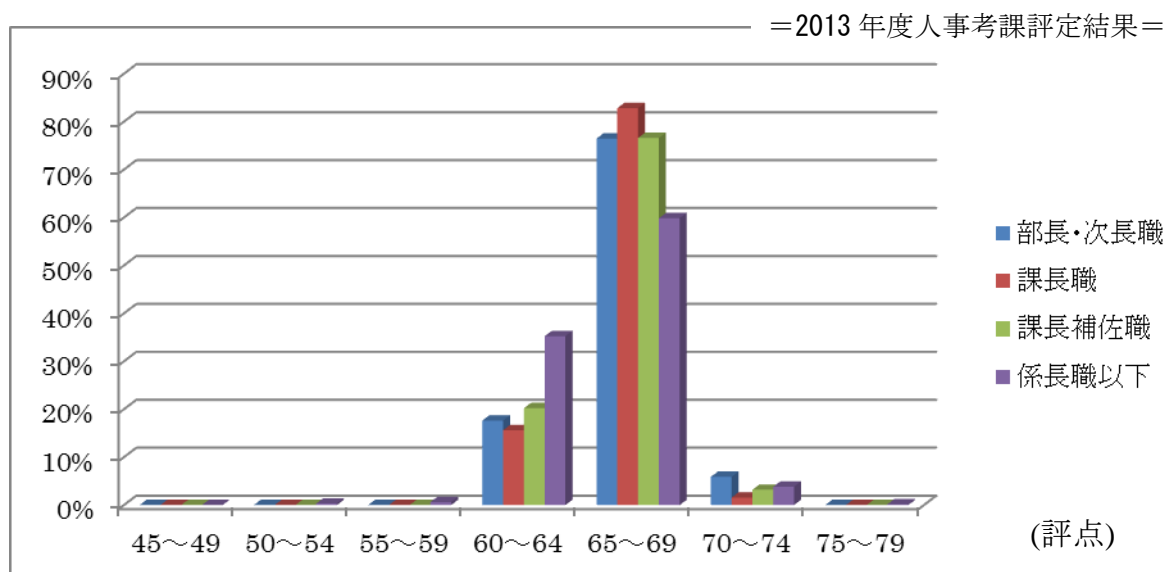
(2) 2013年度中の人事考課の実施状況

職員が持っている能力、職務上の業績等を客観的に把握したうえで評価を行い、その結果を職員の人材育成に生かし、組織全体の能力の向上と活性化を進めるため、人事考課要綱に基づき人事考課を実施しています。

評定は、業績、能力、意識の3項目を5段階で評価(標準的な評点=20×3=60点)し、その結果を勤勉手当に反映させています。

2013年度評定結果

職	評点							
	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	合計
部長・次長職	0人	0人	0人	6人	26人	2人	0人	34人
課長職	0人	0人	0人	10人	53人	1人	0人	64人
課長補佐職	0人	0人	0人	19人	72人	3人	0人	94人
係長職以下	0人	2人	4人	222人	377人	24人	1人	630人



4 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 2013 年度実施の職員採用試験の状況

2014 年 4 月 1 日採用の試験の職種等は次のとおりです。

職種	申込者数	第1次受験者数	第1次合格者数	第2次合格者数	最終合格者
一般行政職(上級)	262 人	223 人	90 人	25 人	10 人
一般行政職(自己推薦)	8 人	8 人	5 人	3 人	2 人
一般行政職(身体障害者)	3 人	3 人	1 人	0 人	0 人
技術職(土木)	10 人	9 人	7 人	6 人	3 人
技術職(建築)	5 人	5 人	3 人	2 人	1 人
技術職(電気)	8 人	8 人	6 人	1 人	0 人
福祉総合職(心理)	8 人	7 人	5 人	3 人	2 人
保健師	7 人	4 人	4 人	3 人	1 人
管理栄養士	11 人	9 人	6 人	5 人	2 人
消防士	34 人	31 人	20 人	12 人	4 人
合計	356 人	307 人	147 人	60 人	25 人

(2) 2013 年度実施の管理職登用試験の状況

管理職（課長補佐、副主幹等 5 級）に登用するための試験の申込者数等は次のとおりです。

受験対象者	申込者数	受験者数	合格者数
150 人	26 人	25 人	13 人

(3) 2013年度実施の嘱託職員(事務)採用試験の実施状況

一般職の非常勤職員としての嘱託職員(事務)の採用試験を実施しました。

区分	申込者数	受験者数	合格者数
一般	57人	55人	10人
身体・精神障害	13人	11人	4人
知的障害	1人	1人	0人

5 職員の福祉及び利益保護の状況

(1) 共済制度の概要

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的とし地方公務員等共済組合法に基づいて設けられています。

地方公務員の共済制度は、千葉県市町村職員共済組合を通して、その目的を達成するために大きく分けて次の3つの事業を行っています。

☆短期給付事業・・・組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な保険給付

☆長期給付事業・・・組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付

☆福祉事業・・・健康診査などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付等

(2) 職員の福利厚生現状

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の福利厚生計画を樹立し、実施することが義務付けられています。本市では互助会組織として、我孫子市職員福利厚生会が市に代わり市から助成を受けて、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について厚生事業を実施しています。

また、我孫子市職員福利厚生会は、市からの負担金と会員の会費により運営されており、2013年度の決算額は、21,348,885円で、市からの負担金は7,645,000円でした。

6 公平委員会からの報告事項

中立的かつ専門的な人事機関として、職員の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し必要な措置を執るため、及び職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁定又は決定をするための機関として地方公務員法第7条第4項の規定により公平委員会を設置しています。

2013年度中に、公平委員会に提出された勤務条件に関する措置の要求や、不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。

第4章 臨時職員及び非常勤の一般職の職員の状況●●●●

市には、常勤職員の他に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に6ヶ月以内で任用する臨時職員や1年以内の期間で任用される非常勤の職員がいます。2014年4月1日の臨時職員数及び非常勤の一般職の職員数等は次のとおりです。

区 分	職種	人数	賃金又は報酬
臨時職員	事務補佐員	55人	時給 830円
	臨時保育士	61人	時給 970円
	保育補助員	47人	時給 880円
	時間外保育士	47人	時給 990円
	臨時給食調理員	44人	時給 880円
	放課後対策事業 スタッフアシスタント	85人	時給 880円
	臨時図書整理員	47人	時給 830円
	安全管理員	39人	時給 780円
	学級支援員	74人	時給 950円
	その他の臨時職員	180人	用務員時給 830円、看護師時給 1,340円、生活支援員時給 970円ほか
非常勤の 一般職の職員	嘱託職員（事務職）	199人	時間報酬 1,170円～1,420円
	放課後対策事業スタッフ	66人	時間報酬 1,240円～1,550円
	嘱託司書	23人	時間報酬 1,210円～1,610円
	その他専門職	85人	言語聴覚士時間報酬 2,840円ほか